

平成30年1月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	平成30年1月25日(木) 午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第302会議室	
出席委員	出席者 教育長 菅 谷 道 生 委員 田 邊 勉 委員 立 原 順 子 委員 中 島 雅 己 委員 岡 田 治 美	欠席者
委員以外 の出席者	指導室長 生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長 学校教育課長補佐 学校教育課主事	
議 題	<p>議案第 1号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 2号 阿見町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 3号 阿見町教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 4号 公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会の開催のための必要な設備の程度等を定める告示の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第 5号 阿見町都市公園条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 6号 阿見町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 7号 阿見町旧学校体育施設条例について</p> <p>議案第 8号 阿見町旧学校体育施設条例施行規則について</p> <p>平成30年1月教育業務報告及び平成30年2月教育業務予定</p>	
傍 聴 者	なし	
議 事 概 要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより、1月教育委員会定例会を開会します。	
委員	まず、会議録の確認ですが、12月の定例会会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
教育長	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町	

	<p>教育委員会会議規則第17条の規定により、田邊委員を指名します。</p> <p>次に、審議事項に入ります。</p> <p>それでは、議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第1号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>資料の1ページをご覧ください。こちらは、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬を引き上げるものです。</p> <p>学校医及び学校歯科医の年額報酬を148,800円から、1校当たり180,000円に引き上げ、就学時健康診断に従事した場合は日額20,000円の加算。学校薬剤師に関しては、日額13,600円を、1校当たり年額77,000円に引き上げるという内容です。</p> <p>また、条例の施行は平成30年4月1日を考えています。ご承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師とはどのようなものですか。</p>
事務局	<p>こちらは、学校保健安全法に基づき学校に配置され、健診を実施し児童生徒の健康の保持増進を図る医師のことです。また、未就学児に対する就学時健康診断の実施を行っています。</p>
委員	<p>資料に他市町村との格差が見られるとありますが、ずっとこの金額だったのですか。</p>
事務局	<p>10年以上この金額でした。しかし、医師の皆様もお忙しいということで、引き受けていただくことが困難な状況にあります。</p> <p>阿見町で、他市町村の学校医に対する報酬額を調査したところ、県内の市町村に比べて格差が見られましたので、条例の一部改正に承認を求めるものでございます。</p>
委員	<p>現在、学校医は何人いるのですか。</p>
事務局	<p>学校医が20名、学校歯科医が14名、学校薬剤師が5名おります。各小中学校の規模によって配置される人数が異なり、1人の学校医の方が2つの学校を兼任している場合もございます。</p>

委員	学校医は、常勤ではなく定期健診のときに来るのですか。
事務局	定期健康診断や就学時健康診断の際に来ていただいています。また、インフルエンザが流行する時期には、学級閉鎖や学校閉鎖をするべきかのアドバイスもしていただいています。
教育長	それでは、議案第1号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第1号については承認されました。
	次に、議案第2号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	○議案第2号 阿見町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 資料の4ページをご覧ください。阿見町教育委員会事務局組織規則の第12条に、教育委員会が所管する教育機関として、各小中学校が明記されています。 今回は、学校再編に伴い閉校する実穀小学校及び吉原小学校の削除と、新設するあさひ小学校を明記することに承認を求めるものです。また、施行は平成30年4月1日を考えています。説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第2号の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。 それでは、議案第2号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第2号については承認されました。
	次に、議案第3号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	○議案第3号 阿見町教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について 資料の6ページをご覧ください。阿見町教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の第4条に、防犯カメラ設置施設が明記されていますが、それを整理するものです。学校再編に伴い閉校する実穀小学校及び吉原小学校の削除と、新設するあさひ小学校を明

<p>教育長</p>	<p>記することに承認を求めるものです。また、規則の施行は平成30年4月1日を考えています。説明は以上です。</p> <p>ただいま事務局より、議案第3号の説明がありましたがご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認め、議案第3号については承認されました。</p> <p>次に、議案第4号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○議案第4号 公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会の開催のための必要な設備の程度等を定める告示の一部を改正する訓令について</p> <p>資料の8ページをご覧ください。公職選挙法の第161条で、公職の候補者は、学校及び公民館等を使用して個人演説会を開催することが出来ると定められ、これに基づき阿見町でも告示が出されています。この告示では、各小中学校及び公民館等の設備の程度等が明記されており、学校再編に伴い閉校する実穀小学校及び吉原小学校の削除と、新設するあさひ小学校を明記することに承認を求めるものです。説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま事務局より、議案第4号の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、議案第4号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>異議なしと認め、議案第4号については承認されました。</p> <p>次に、議案第5号及び第6号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○議案第5号 阿見町都市公園条例の一部を改正する条例について</p> <p>○議案第6号 阿見町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則について</p>

	<p>資料の12から16ページをご覧ください。こちらは、総合運動公園の利用形態を見直すものです。内容としては、冬期閉鎖期間を除いて、陸上競技場の全面のみを貸し出すこと。料金を2時間ごとに、団体が800円、個人で50円に変更するものです。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第5号及び第6号の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>現在の利用形態はどのようなものですか。</p>
事務局	<p>現在は、陸上競技場のフィールド・トラック・全面と3つに区切り別々に貸し出しています。利用時間は、午前が9時から12時の3時間、午後が12時から17時の5時間です。料金は、午前・午後ともに、団体が1500円、個人が100円となっております。</p>
委員	<p>予約はどのようにするのですか。</p>
事務局	<p>阿見町のホームページから出来るようになっていきます。しかし、3つの区画に仕切りがなく、利用者の安全が考慮されていない状況です。そこで、全面のみの貸し出しにすることで、利用者の安全面の問題解決を図ります。</p> <p>また、現行の料金では、午前と午後で単価が異なりましたが、2時間ごとの料金設定にすることで、利用者の利便性を考慮しました。</p>
委員	<p>個人の利用者もホームページで予約できるのですか。</p>
事務局	<p>個人で利用する場合は、直接窓口で申請をしていただいております。</p>
教育長	<p>それでは、議案第5号及び第6号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第5号及び第6号については承認されました。</p>
	<p>次に、議案第7号及び第8号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第7号 阿見町旧学校体育施設条例について ○議案第8号 阿見町旧学校体育施設条例施行規則について</p>

	<p>資料の17から39ページをご覧ください。こちらは、阿見町旧学校体育施設条例を制定するため、教育委員会に承認を求めるものです。</p> <p>現在、体育館等の学校施設は、学校運営に支障のない範囲で利用することが出来ます。しかし、実穀小学校及び吉原小学校に関しては、廃校によって体育館等が学校の施設ではなくなるため、新たに条例を制定し、継続して利用できるようにするものです。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第7号及び第8号の説明がありました。ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>体育館等の利用時間はどれくらいですか。</p>
事務局	<p>5月から10月が午前8時から午後9時30分。11月から4月が午前8時から午後9時までとなっております。</p> <p>こちらは、現時点では阿見町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則を参考に記載しております。しかし、地域の要望や防犯の観点から、今後も検討していきたいと考えております。</p>
教育長	<p>それでは、議案第7号及び第8号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第7号及び第8号については承認されました。</p> <p>次に、1月の教育業務報告及び2月の教育業務予定を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>○平成30年1月教育業務報告</p> <p>4日御用始め、5日教育委員会定例管理職会、管内市町村教育長会議、6日平成30年阿見町消防出初式、7日成人式典、9日三学期始業式、再任用選考会議、町校長会、10日第1回災害対策本部設置運営訓練、教育長会議、町臨時校長会、11日登用受験者に対する教育長講話、12日人事異動に関する情報交換会、阿見町商工会新春の集い、15日町教務主任会、17日教員評価面談、18日教員評価面談、人事会議、19日議会全員協議会、臨時議会、22日教職員組合面会、23日庁議、25日人事面接、教育委員会定例会、26日町校長会、27日阿見町社会福祉大会、29日町教頭会、30日町教務主任会、第5回新小学校開校準備委員会、31日給食費対策委員会</p>

	<p>○平成30年2月教育業務予定</p> <p>1日教育委員会定例管理職会、文化芸術振興審議会、2日跡地利活用要望書提出、国体カウントダウンボード点灯式、教育長会議、町臨時校長会、3日町PTA連絡協議会・懇親会、7日人事面接、市町村教育長協議会冬期研修会、8日いきいき学校保健委員会、9日第5回阿見第二小学校検討委員会、10日朝日中学校創立記念日、15日人事面接、16日幼保小連絡協議会、18日町長選挙、20日町校長会、教育委員会定例会（予定）、21日議会全員協議会、第3回教育支援委員会、22日部課長会議、28日町教頭会</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、1月の教育業務報告及び2月の教育業務予定について説明がありましたが、ご質問ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>31日の給食費対策委員会とはどのようなものですか。</p>
事務局	<p>こちらは、学校教育課が主体となり行っています。給食費を滞納している家庭に訪問して、今年度の給食費が払えるかを調査し、対応を検討するものです。</p>
教育長	<p>それでは、その他連絡事項について説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>その他連絡事項について説明いたします。 (その他連絡事項については下記記載のとおり)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>
<p>そ の 他 連 絡 事 項 等</p>	
事務局	<p>○次回の教育委員会 平成30年2月20日（火）午後3時30分 ○教育委員会事務局の各担当部署からの報告連絡 (報告連絡内容については記載省略)</p>
閉会	<p>午後 4 : 5 0</p>

議事録署名 平成 年 月 日

教 育 長

委 員